

出雲市在宅医療・介護連携支援センターの開設について

高齢化のさらなる進展により、今後、在宅で療養する高齢者の増加が見込まれています。こうした中で、高齢者が住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けられる体制づくりが求められており、そのためには、医療・介護関係者間の連携が重要です。

平成26年の介護保険法の改正により、すべての市区町村は在宅医療・介護連携推進事業に取り組むことが規定され、この事業で示された事業項目について平成30年4月までに実施することを求められています。

これに基づき、本市においても在宅医療と介護の連携を推進するための取組を進めており、この事業項目のひとつである医療・介護関係者向けの相談窓口を下記のとおり設置し、在宅医療と介護のより一層の連携の推進を図ります。

1. 名 称

出雲市在宅医療・介護連携支援センター
(医療・介護関係者向け相談窓口)

2. 設置場所

医療介護連携課内

3. 開設時期

平成29年(2017)10月1日

4. 対象者

医療・介護関係者

5. 業務内容

地域における在宅医療及び介護サービス等に関する情報を収集、整理するとともに、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、情報の提供、調整、助言その他必要な支援を行う。

6. 相談スタッフ

医療介護連携推進員(嘱託職員)2名を配置

社会福祉士(介護支援専門員)	1名
看護師	1名

7. 支援体制

関係機関と連携し、支援を受けて対応する。

- ・ 出雲医師会、出雲保健所、高齢者あんしん支援センター、出雲市立総合医療センターとの連携
- ・ 出雲市在宅医療・介護連携推進連絡会議委員の関係職種からの支援

出雲市在宅医療・介護連携支援センター フロー図

